

答 申 第 5 号  
平成 26 年 9 月 9 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第 16 条第 2 項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成 25 年 12 月 2 日付け芦総課第 2730-1 号による下記の諮問について、以下のよう  
に答申します。

記

平成 24 年度に芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に申出人が  
固定資産評価審査申出を行い主張の陳述前に課税権者の芦屋市長に個別の評価内容の  
説明を求めて委員会に対し平成 25 年 2 月及び同年 3 月に提出した反論書に関する、

- 1 上記 2 通の反論書の写し
- 2 1 に対する弁明書
- 3 上記反論書及び弁明書に関する委員会からの連絡事項

の公開請求についてなされた平成 25 年 9 月 19 日付け公文書不存決定処分に対する  
異議申立てに関する諮問

## 第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が、平成25年9月19日付け芦総課第2134号で行った公文書不存決定処分は妥当である。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成25年9月4日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、公文書公開請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成25年9月19日付け公文書不存決定処分（芦総課第2134号）を不服として、平成25年11月14日付けで処分の取消しを求め異議申立てを行ったものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 申立人が公開を求めているのは、申出人が提出した反論書の写しである。委員会を通じて申立人所有不動産の過大な評価額の詳しい内容を求め反論書として提出しており、その写しは当然に実施機関に送達されているところである。
- (2) 然るにこの重要な反論書写しが実施機関に保存されていないことは考えられない。担当係長が紛失されたのか、あるいは何か特別の事情が生じたのか、その理由を明確にされ、速やかに当該文書の写しを情報公開すべきである。
- (3) 委員会書記は、前部長と前課税課長の2名で、いずれも芦屋市のエリート官僚であり、本件に関して芦屋市民のために勤務し、対価を支給されているのであるから、当該反論書等に関して必ず後輩である固定資産税係長には、齟齬なく、連絡を密にしていることから、当然にその記録は存在するはずであり、速やかに申立人に提示することを求める。

## 第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書において主張している内容は次のように要約される。

公文書公開請求時に、請求内容にある「申出人」については公文書公開請求者本人ではなく、一般的に委員会に審査申出をした人を指すものと判断し、「主張の陳述前に課税権者の芦屋市長に個別の評価内容の説明を求めて委員会に対し平成25年2月及び3月に提出した反論書」の写しに該当する文書は、課税課固

定資産税係で收受していないため、不存在決定をした。

なお、異議申立書においては、「申出人」が公文書公開請求者本人であることが読み取れる記述があるため、今回の請求は、公文書公開請求ではなく個人情報開示請求によるべきであったと考えられる。したがって、異議申立人が委員会へ提出したとする公開請求のあった文書については、特定の個人に関する情報であるため、課税課固定資産税係から委員会へ提出されているか照会はしていない。

#### 第4 審査会の判断

異議申立人が公開請求した文書は次のとおりである。

平成24年度に委員会に申出人が固定資産評価審査申出を行い主張の陳述前に課税権者の芦屋市長に個別の評価内容の説明を求めて委員会に対し平成25年2月及び同年3月に提出した反論書に関する、

- 1 上記2通の反論書の写し
- 2 1に対する弁明書
- 3 上記反論書及び弁明書に関する委員会からの連絡事項

当審査会から委員会に照会したところ、2月に送付された反論書には、実質的な反論には当たらない内容及び以前に提出されたものと同内容の反論が記載されていたため実施機関に弁明を求める必要がないと判断したこと、また、3月に送付された反論書は、委員会が審査申出に対する決定をした後に送付されてきたため、実施機関にこれらの写しを送付しなかったと説明している。これら委員会の説明と反論書の写しを收受しておらず上記1、2及び3の請求文書を保有していないとする実施機関の説明は不自然でなく首肯できる。よって実施機関が不存在決定処分をしたことは妥当である。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月 2日	諮問書の受理
平成26年 5月22日	第1回審議
平成26年 6月24日	第2回審議
平成26年 7月18日	異議申立人の意見陳述 第3回審議
平成26年 8月 5日	芦屋市固定資産評価審査委員会の意見聴取 第4回審議
平成26年 9月 9日	第5回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
武田 雄三	弁護士	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	